

2018年
10月号

米国カリフォルニア州における女性取締役の義務付け

執筆者: 辰巳 郁

2018年9月30日、カリフォルニア州知事の Jerry Brown 氏は、カリフォルニア州に営業の本拠を置く上場会社に女性取締役の設置を義務付ける法律(SB 826)¹に署名しました。これにより、カリフォルニア州は米国で初めていわゆるクォータ制を導入した州となります。対象となる上場会社は、第1段階として、2019年12月31日までに少なくとも1名の女性取締役を置く必要があり、第2段階として、取締役の総数が5名以上である場合には2021年12月31日までに女性取締役の数を少なくとも2名又は3名とする必要があります。本ニューズレターでは、この法改正の概要や実務への影響を解説するとともに、日本企業への示唆についても検討します。

I. SB 826 の概要

SB 826 は、カリフォルニア州会社法に第 301.3 条を新設するものであり、その内容は大意以下のとおりです。

- 対象となる会社
米国証券取引委員会に提出する Form 10-K(日本における有価証券報告書に相当する)に記載される主要な業務執行の事務所(principal executive offices)をカリフォルニア州に置く上場会社(米国の主要な証券取引所に株式を上場する会社)。なお、会社の設立準拠法を問わない。
- 女性取締役の設置
対象となる会社は、
 - ① 2019年12月31日までに、少なくとも1名の女性取締役を置かなければならない。また、

¹ https://leginfo.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=20170180SB826にて閲覧可能。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

- ② 2021年12月31日までに、
- (i) 取締役が4名以下の場合には少なくとも1名の女性取締役を、
 - (ii) 取締役が5名の場合には少なくとも2名の女性取締役を、
 - (iii) 取締役が6名以上の場合には少なくとも3名の女性取締役を、
- それぞれ置かなければならない。

なお、「女性」とは、出生時の性別にかかわらず、自らのジェンダーを女性であるとしている個人を意味する。

■ 違反の効果

州務長官への報告を怠った場合、10万ドルの罰金の対象となる(手続の詳細を定めた規則は、現時点では公表されていない)。また、必要な数の女性取締役を置かない場合、初年度は10万ドル、次年度以降は30万ドルの罰金の対象となる。

II. 実務への影響

前記I.のとおり、第2段階(前記I.の枠内②)に必要となる女性取締役の数は取締役の総数に応じて決定されるため、対象となる会社は、各社の状況を踏まえた対応を検討する必要があります。対応の方針を大別すると、(a)女性取締役の追加選任のみを行う、(b)現任取締役の減少(男性取締役の退任)のみを行う、(c)(a)・(b)を組み合わせた対応を行う、と分けられます。現時点において女性取締役を全く置いていない会社は、基本的に(a)又は(c)の方針によることになります²。

(a)又は(c)の方針による場合、第2段階の規律を見据えると、追加する女性取締役の人数には留意が必要です。例えば、取締役の総数が4名で女性取締役がいない会社では、(a)による場合、追加が必要な女性取締役は3名にも上り、取締役会の構成を大きく変容させることになります。これに対して、(c)による場合、男性取締役を1名退任させれば、追加すべき女性取締役は1名で足りません。当然ながら、上場会社の取締役候補者の選定プロセスには一定の期間を要しますし、退任者を伴う場合には、退任者の処遇やその退任後の業務執行体制の検討も含め、相応の準備期間が必要となり、早期に検討を進める必要があります。

なお、SB-826の法的有効性については、男女平等の原則を定めた連邦・州の憲法に照らして批判もあり、また、特にカリフォルニア州以外の州(例えば、デラウェア州)の法律を設立準拠法とする会社にも適用される旨が明示的に規定されている点には疑問が提起されています³。米国では内部事項の法理(internal affairs doctrine)という抵触法上の概念により、会社の内部事項に属する事項にはその会社の設立準拠法(州法)のみが適用され、他の州法の適用は排除されると考えられているためです。今後これらの点は裁判所において争われる可能性もあり、引き続き注視が必要です。

III. 日本企業への示唆

今回のカリフォルニア州法の改正は、直ちに日本企業に影響を与えるわけではありません。世界的にも、特にヨーロッパではノルウェー、フランス、ドイツなど、既にクォータ制を導入している国は複数存在しているところではあります。

もっとも、周知のとおり、日本でも取締役会におけるジェンダー・ダイバーシティを確保すべきという主張は無視できないものになっており、実際にも様々な取組が行われています。

例えば、2018年6月1日に東京証券取引所が公表したコーポレートガバナンス・コードの改訂では、原則4-11において取締役会の構成に求められる「多様性」について、「ジェンダーや国際性の面を含む」という文言が追加されました。同日に金融庁から公表された「投資家と企業の対話ガイドライン」3-6では、「取締役会が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、適切な知識・経験・能力を全体として備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性を十分に確保した形で構成されているか。その際、取締役として女性が選任されているか」と明記されていることも踏まえると、女性取締役を置いていない企業は、原則4-11に

² もちろん、理論的には、(d)主要な業務執行の事務所をカリフォルニア州外に移転するという対応も考えられないわけではありません。

³ 例えば、Joseph Grundfest, *Mandating Gender Diversity in the Corporate Boardroom: The Inevitable Failure of California's SB 826* 2 (Rock Center for Corporate Governance at Stanford University, Working Paper No. 232, September 2018) available at <https://ssrn.com/abstract=3248791>.

については、(コンプライではなく)エクスプレインとすることが素直と考えられます。

また、議決権行使助言機関の助言方針においても、取締役会のジェンダー・ダイバーシティを確保すべきとの考え方が打ち出されつつあります。グラス・ルイスは、2019年からは、TOPIX 100 構成企業を対象に、女性役員(取締役又は監査役)がいない場合には、会長(会長がいない場合は社長。ただし、指名委員会等設置会社においては指名委員会の委員長)の選任議案について、原則として反対を推奨するとしています。

米国の資産運用会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズも、2017年11月、ジェンダー・ダイバーシティに関する同社の指針(女性の取締役又は取締役候補者がいない会社については、指名委員会委員長の選任に反対する)を日本企業にも適用するという方針を公表しています。

このような近時の動向の中で、今回のカリフォルニア州法の改正は、我が国が経済的にも政治的にも強い結びつきを有する米国における注目を要する動きであるといえます。2003年に男女共同参画推進本部が「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を掲げ、その後の政府の方針とされていることも踏まえると、今後の我が国における取締役会の構成に関する議論にも影響を与える可能性は否定できないと考えられます。

以上



たつみ かおる
辰巳 郁

西村あさひ法律事務所 弁護士
k.tatsumi@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2013-2015年、法務省民事局(会社法担当、商事課併任)出向。国内外のM&A、組織再編等に多数関与。株主総会、コーポレート・ガバナンス、危機管理等を含む一般企業法務にも幅広く従事。会社法、金商法を中心とする法制度や実務運用の在るべき形についても積極的に発言。2018年10月中旬よりニューヨーク事務所に所属予定。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200
E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2018